

水路浚渫業務委託仕様書

《一般》

1. 受注者は、委託業務の着手前に市担当者の立会のもと、浚渫区間および堆積量を確認すること。
なお、現地において指示する影響区間（上下流側約100m）の現況についても併せて確認すること。
2. 受注者は、予め積算方法（管径、堆積深、浚渫巾員、施工延長等）を定め、市担当者の承認と堆積量の確認を受けること。
なお、浚渫量は、堆積量の累計により精算する。
3. 受注者は、浚渫土取出場所の選定において、交通上支障のない場所を選び、付近住民の迷惑とならないよう事前に了解を得ること。
また、受注者は、保安設備を完備すること。
4. 受注者は、作業中における浚渫土の取扱いにおいて、付近の汚染並びに悪臭の防止に努めること。
また、作業完了後、受注者は、周辺の清掃を行うこと。
5. 受注者は、汚泥の運搬途中における路上汚染の防止に、特に注意し、万一路上汚染を来した場合、直ちに清掃ができるよう対策を立てておくこと。
6. 受注者は、業務委託において下水管を締め切る必要が生じた場合、市担当者の承認を得て施工すること。
また、受注者は、締め切を設ける場合、降雨時その他上流の浸水の恐れを考え、直ちに撤去通水でき、かつ作業中における破壊を生じないような施工をすること。
なお、受注者は、これに要する費用並びに再締め切に必要な費用を負担すること。
7. 受注者は、業務委託の実施に当たって、労務管理並びに安全管理を充分に行うこと。特に管内の発生ガスに対して、その処置を誤らないよう日常ガスの検出に留意し、万一ガスの存在を発見した場合、送風機等で充分安全であることを確認したうえでなければ作業してはならない。
8. 水路の浚渫に伴って発生する浚渫土の大半が泥状態であるので、「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱要領」に準じて、受注者は、その責任において適切に処理すること。
9. 本市並びに受注者は、必要に応じて、本仕様書に記載のない事項について協議するものとする。

《水路の浚渫》

1. 市担当者が示す浚渫断面は標準であるが、実施に当たって受注者は、浚渫巾、浚渫深を現地調査のうえ、着手前に市担当者の承認を得ること。
2. 受注者は、水路底の浚渫において、指示勾配に従い浅堀、深堀のないよう特に気をつけること。
3. 受注者は、草根及び流下物等を浚渫と同時に除去するものとし、法面除草（刈取）もあわせて施工すること。
また、受注者は、刈り取った草を施工後、直ちに処分すること。

《水路及び雨水管堆積土量》 (m³/m)

管径 堆積深	1/3	1/2	2/3
φ 300mm 以下	0.012	0.021	0.030
φ 350mm	0.028	0.048	0.068
φ 400mm	0.037	0.063	0.089
φ 450mm	0.046	0.079	0.113
φ 500mm	0.057	0.098	0.139
φ 600mm	0.082	0.141	0.201
φ 700mm	0.112	0.192	0.273
φ 800mm	0.147	0.251	0.355
φ 900mm	0.186	0.318	0.470
φ 1000mm	0.229	0.393	0.556

【発注工種】

1. 水路管浚渫工 小口径
2. 水路管浚渫工 大口径
3. 水路横断管取付管浚渫工
4. 水路管浚渫工 開渠
5. 水路管浚渫工 暗渠
6. 河床清掃工